

令和3年度伊曾島小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月
桑名市立伊曾島小学校

この方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止基本方針」をふまえ、いじめ防止のための対策に関わる基本的な考え方を示すとともに、本校の体制や取組等について示すものです。

1 いじめの防止等のための対策に関わる基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

本校では、全ての児童がいじめをおこなわず、他の児童におこなわれるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深めることをめざし、いじめの防止等のための対策をおこないます。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

【学校および教職員の義務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（いじめ防止対策推進法第8条）

(2) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行います。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによっておこなうのではなく、学校として組織的におこないます。

(3) いじめの態様

いじめの態様として、次の9つに整理します。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- その他

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものと捉えています。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や通学分団、縦割り班等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に、注意を払います。

(5) いじめの防止等のための対策の視点

いじめの防止等のための対策の視点を、次の6つに整理します。

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| (ア) 全ての児童を対象としたいじめの未然防止の取組 | (イ) いじめの早期発見のための取組 |
| (ウ) 組織的で、迅速かつ適切ないじめへの対処 | (エ) 家庭、地域との組織的な連携・協働 |
| (オ) 警察等、関係機関との連携 | (カ) 点検と評価による改善 |

(6) 重大事態への対処

いじめによる重大事態が発生した場合、桑名市教育委員会の判断に従い、対応します。